

(案)

令和 5 年 月 日

名古屋市長 河 村 た かし 様

名古屋環境影響評価審査会
会長 市 野 良 一

大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書について（答申）

令和 4 年 9 月 8 日付け 4 環対第 86 号で諮問のありました、みだしの環境影響評価準備書の内容について調査審議し、結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

記

名古屋港においては、これまで埋立地の造成が繰り返し実施されてきたことから、海域環境への累積的な影響が考えられる。

名古屋港が将来にわたって社会の多様な要請に応え、持続可能な発展をしていくためには、港湾機能と環境との共生を実現することが必要であることから、名古屋港港湾計画に示す環境施策等に関係機関と協議しながら着実に取り組むことが望まれる。

以上のことを踏まえ、大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要である。

1 事業の目的及び内容に関する事項

埋立て後の詳細な土地利用計画について、今後検討を行っていくとしていることから、具体化するにあたっては、環境保全の見地からよりよい計画となるよう、周辺の住民等への情報提供に努め、緑地・景観、人と自然との触れ合い等に関して、住民等の要望を聴きながら検討を行うこと。

2 予測・評価等に関する事項

(1) 全般的事項

ア 施工主体によって施工業者が異なった場合、施工区域の境において、連携不足により環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に記載した対策等が適切に実施されないことが懸念される。したがって、工事の実施にあたっては、施工業者間で連絡調整を行うとともに、情報共有を緊密に行えるような体制づくりに努めること。

イ 工事予定期間が約 10 年と長期間であり、また、施工区域上流側には住居及び学校が隣接し、工事関係車両が通学路や住居が接する道路を走行することから、周辺の住民等に対し、事前に工事内容を丁寧に説明するとともに、苦情等が発生した場合には適切に対応するなどの措置を講ずること。

(2) 大気質及び騒音

住居等が隣接する施工区域上流側で建設機械の稼働が集中する際の影響について予測・評価がされていないことから、施工区域上流側における建設機械の稼働による大気汚染物質排出量及び合成騒音レベルが最大となる時期の予測・評価を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。

(3) 大気質

地盤改良等を行う際に有害物質を含むヘドロ層が露出するため、有害物質を含む粉じんが飛散する可能性があるが、粉じんに係る環境保全措置はその効果の確実性に乏しいと考えられる。したがって、ヘドロ層に有害物質が含まれていることを踏まえた予測・評価を行うとともに、ヘドロ層に含まれる有害物質に係る大気質の状況について事後調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。

(4) 悪臭

ヘドロ層が露出する時期が最も悪臭の影響があると考えられるが、当該時期における影響について予測・評価が行われていない。したがって、ヘドロ層の露出に伴う悪臭の程度や悪臭に係る影響が大きくなる施工内容を明らかにし、適切に予測・評価を行うこと。また、ヘドロ層が露出する時期に、悪臭の状況について事後調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。

(5) 騒音及び振動

施工区域上流側には住居及び学校が隣接し、また、No. 4 地点では工事関係車両の走行により騒音が 2dB、振動が 7dB 増加する予測結果となっていることから、走行ルート 4 を走行する工事関係車両の走行時間、交通量等について適切な配車計画を検討し、沿道環境に対する影響を低減すること。

(6) 振動

建設機械の稼働による振動の予測結果では、住居等が存在する地域において、最大値が 72dB であり、感覚閾値である 55dB 以上の範囲も広いことから、住居等に近いうちで工事を実施する際には、丁寧な作業に努めるなど、周辺環境への影響の低減を十分に図ること。

(7) 水質・底質及び地下水

本事業の目的からして、河床に封じ込められている汚染土から周辺環境に有害物質を拡散・流出させないことが最も重要である。しかし、予測条件として示した工事計画、排水処理等について、設定した根拠となる説明や対応が不十分である。したがって、以下の事項について対応するとともに、有害物質の拡散・流出を防止するための適切な計画となるよう、関係機関と十分に協議・調整を行い、予測の前提条件として、確実に実施すること。

ア 袋詰め脱水処理工法について、科学的知見に基づく効果を説明して予測結果の妥当性及び信頼性を明らかにするとともに、脱水された水の状況確認、処理等を適切に行い、汚染土の袋への充填、袋の埋戻し等の作業を十分に注意して施工す

ること。

イ 有害物質排水処理施設について、有害物質処理の方法及び排出水の管理方法の他、工事施工手順に応じた排水処理の計画を分かりやすく示すとともに、施設の仕様は短時間豪雨を想定したものとし、施設の管理や排出水の監視を十分に行うこと。

ウ 地下水の事後調査について、関係機関と協議し、適切な期間、頻度及び地点で実施するとともに、工事中だけでなく工事完了後についても、地下水の測定結果に応じて適切な措置を講ずること。

(8) 水質・底質（存在時）

水象の予測において、防潮壁と埋立地両方の存在時には流速が減少するとされていることから、流速が減少すると COD 濃度が上昇する可能性があることを踏まえた予測・評価を適切に行うこと。

(9) 地盤

ア 予測対象時期の設定の考え方、解析に用いた地盤物性値の設定根拠、解析手法を用いた理由等の説明が不十分である。したがって、予測条件を根拠も含めて分かりやすく示し、予測結果の妥当性及び信頼性を明らかにすること。

イ 予測結果において、相対沈下量と平均傾斜角が限界角を超過又は限界値もしくは限界角の範囲に含まれている地点があることから、盛土の計測や地盤変形の観測等により地盤への影響について、工事中だけでなく工事完了後も把握に努めること。また、工事前及び工事完了後に家屋調査を行い、工事による影響が確認された場合には、適切な措置を講ずること。

(10) 安全性

工事関係車両の走行ルート上に通学路と接する箇所があることから、当該ルートに交通誘導員を適切に配置し、工事関係車両の徐行及び一時停止を徹底させるとともに、歩行者及び自転車に対しても注意を払うなど、交通安全に係る影響を回避・低減する十分な措置を講ずること。

(11) 廃棄物等

工事中に約 2,000t 発生するアスファルトマットの再資源化率が 0%となっていることに対し、最新のリサイクル技術の情報収集に努めるとしているが、工事期間が約 10 年と長期間であることから、この間に収集した知見により、適切な再資源化に係る措置を講ずること。

(12) 植物及び動物

事業予定地内で確認された重要な植物種及び動物種について、周辺に生育・生息情報があること等を理由に水面の埋立てによる影響は小さいと評価しているが、水面の埋立てにより生育・生息環境が消失するため事業による影響はあることから、

これらの影響を踏まえた評価を適切に行うこと。

(13) 動物

ア 水生動物の生息域を少しでも消失させないように、専門家と相談し、重要な水生動物種の移動能力を踏まえ、水面の埋立てによる影響を可能な限り軽減するための工事計画を検討し実施すること。

イ 既存資料調査で確認されたスナメリについて、現地調査では確認されていないことにより、重要な種として選定していないが、名古屋港湾におけるスナメリの生息状況について情報収集に努めるとともに、工事中に生息が確認された場合には、必要に応じて工事による影響を軽減するための措置を講ずること。

(14) 人と自然との触れ合いの活動の場

大江川左右岸道路において、通常工事が行われる平日の利用者数が休日よりも少ないと定性的に予測しているが、必ずしも少ないとは限らない。したがって、平日の利用状況の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

3 その他

記載内容の誤りは適切に修正するとともに、調査や予測の条件を詳細に記載するなど、市民に分かりやすい図書となるよう十分に配慮すること。